



平成 25 年 5 月 13 日

各位

会社名 日本新薬株式会社
代表者 代表取締役社長 前川 重信
(コード番号 4516 東証・大証各一部)
問合せ先 執行役員 経理・財務部長 櫻井 太郎
(TEL. 075-321-9114)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 150 期定時株主総会に付議することを下記とおりに決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

取締役および監査役が業務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役決議によって取締役および監査役の責任を法令の限度において一部免除できる制度を導入するとともに、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするため、定款に第 29 条（取締役の責任免除）および第 38 条（監査役の責任免除）の規定を新設するとともに、条数の整備を行うものであります。

なお、第 29 条（取締役の責任免除）の規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 6 月 27 日（木曜日）（予定）

定款変更の効力発生日 平成 25 年 6 月 27 日（木曜日）（予定）

以上

現行定款	変更後（案）
<p>第4章 取締役および取締役会 （新設）</p> <p>第29条 （条文省略）</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第30条～第36条 （条文省略） （新設）</p> <p>第37条～第43条 （条文省略）</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 <u>（取締役の責任免除）</u></p> <p>第29条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によつて、同法第423条第1項の取締役（取締役であつた者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p>第30条 （現行通り）</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第31条～37条 （現行通り） <u>（監査役の責任免除）</u></p> <p>第38条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によつて、同法第423条第1項の監査役（監査役であつた者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p>第39条～第45条（現行通り）</p>